

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年12月17日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和3年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

センテラス天文館（Centerrace TENMONKAN）

鹿児島市千日町1番1 外53筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和3年5月13日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。

イ 店舗の新設にあたっては、来店者をはじめ周辺交通を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第5条第1項の規定に基づく届出は申請済（平成30年2月22日）

イ 路外駐車場設置届出書に届け出ている事項を変更しようとするときは、必要な手続きを行なうこと。

ウ 自転車等駐車場の設置については、令和3年5月21日道管第236-2号「自転車等駐車場設置変更届出書の受理について」のとおりとし、下記の事項を付け加えるものとする。

(ア) 駐輪場には施錠バーを設置するなど、盗難防止対策に努めること。

(イ) 駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、利用者の安全性の確保を図ること。

(ウ) 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 次の事項を検討し、環境保全・公害防止のための対策をとること。

(ア) 騒音規制法の特定施設（定格出力が7.5kW以上の送風機（排煙設備）等）を設置する場合は騒音規制法に基づく必要な届出を設置の30日前までに行なうこと。騒音規制法の特定施設を設置しない場合で、鹿児島市環境保全条例の特定施設（定格出力が5.5kW以上の圧縮機等）を設置する場合は鹿児島市環境保全条例に基づく必要な届出を設置30日前までに行なうこと。

- (イ) 特定工場等に該当する場合，規制基準を遵守すること。規制基準を超えていることが判明した場合は規制基準を遵守できるよう追加で対策を講じること。
 - (ウ) 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上となる場合は，鹿児島市環境保全条例に基づき，看板，書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - (エ) 店舗周辺住民等から騒音，振動及び悪臭などに関する苦情の申し立てがあったときは，誠意を持って対処すること。
- イ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分，分別を徹底し，排出抑制とリサイクルに努めること。
- ウ 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬，処分の委託にあたっては，廃棄物処理業の許可の有無，委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認して委託すること。なお古紙類や産業廃棄物については，鹿児島市が運営する施設では処理出来ないのに注意すること。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づく報告を行うとともに，事業活動に伴い多量（月平均500kg以上）の一般廃棄物を排出する場合は，鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則に基づき一般廃棄物の減量に関する計画書を作成すること。
- (4) 都市計画について
- 当該地は，以下の区域等に該当している。
- ア 都市計画においては「商業地域」，「防火地域」，「高度利用地区（千日町1・4番街区地区）」に指定されている。
- イ かがしまコンパクトなまちづくりプランにおいては「居住誘導区域内」，「都市機能誘導区域（中心市街地（広域商業高度集積ゾーン））内」に該当している。
- (5) 景観について
- ア 令和2年1月31日付第31-94号の景観計画区域内行為届出書に係る届出の内容を確実に履行するとともに，本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
- イ 屋外広告物を掲出する場合には，本市屋外広告物条例を遵守し，許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。
- (6) 建物について
- 建築基準法及び関係規定を遵守すること。
- (7) その他
- ア 所有し，占有し，また管理する土地，建物，工作物その他資機材等において，地域住民等の安全に十分配慮し，適正に管理するとともに，工事中においても防災対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
- イ 防犯，騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。